　1002-10-01



一般社団法人　日本原子力学会

保健物理・環境科学部会　部会賞表彰細則

平成28年3月27日　第32回保健物理・環境科学部会運営小委員会承認

（目的）

第１条 本細則は，「保健物理・環境科学部会規約」(1002-10）第1条，第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）第1条に基づき，保健物理・環境科学部会部会賞（以下，「部会賞」という）の表彰の種類，数，要件および選考方法を定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条 保健物理・環境科学部会（以下，「部会」という）部会員（以下，「部会員」という）による優秀な研究発表，継続的な発表等の部会に寄与する発表，学生・若手による将来性のある研究発表を表彰し，保健物理・環境科学分野の発展を促すことを趣旨とする。

（表彰の種類，数，要件）

第３条 表彰の種類，数およびその要件は以下のとおりとする。

（１）論文賞　若干名

部会員の投稿論文で，保健物理・環境科学分野において完結し優れた成果を含むもの。ただし，日本原子力学会賞（論文賞，技術賞等）に該当するものはそれを優先し，重複して表彰しない。

（２）学術貢献賞　若干名

部会員あるいは部会員を主要構成員とするグループ等の業績で，長年にわたり継続して一般社団法人日本原子力学会で成果を発表するなど，部会の研究領域に対して学術あるいは技術面で貢献したもの。

（３）奨励賞　若干名

部会員による「春の年会」あるいは「秋の大会」での発表で，発表内容が優れているもの。研究の主たる実施者である発表者個人を表彰する。特に，学生あるいは若手による発表で，研究の発展性が高いものを優先する。

２　同一の業績に対しては，何れか一つの賞を授賞するものとする。

３　論文賞，学術貢献賞および新人賞については過去3年間，講演賞については過去1年間の業績を対象とする。ただし，第5条に規定する表彰選考小委員会で特別な事由があると認められた場合は，それ以前の業績を対象とすることができる。

４　第1項の種類の他に，部会が共催する研究集会等においての研究発表で内容および発表技術が優れたものについて，第2条の趣旨に合致する場合は部会賞に準じるものとして表彰できるものとする。この場合，賞の名称，数，要件および選考方法について予め表彰選考小委員会で承認を得るものとし，第4条の適用を除外することができる。

（表彰時期）

第４条 毎年の「春の年会」において賞状授与等により表彰することとする。ただし，「春の年会」において表彰がおこなえなかった場合は，同年の「秋の大会」で表彰することができる。

（表彰選考小委員会）

第５条 表彰対象者（団体）の選考は表彰選考小委員会がおこない，運営小委員会に諮り決定する。

２　表彰選考小委員会は，部会長，副部会長1名，企画主幹事，学会プログラム編成ワーキンググループメンバー（責任委員1名），編集委員（責任委員1名），総務主担当，および必要に応じて部会長が指名する運営委員若干名により構成する。

３　表彰選考小委員会に表彰選考小委員会委員長を置き，部会長が兼ねる。表彰選考小委員会委員長は選考事務を司る。

４　選考事務をおこなうため表彰選考小委員会委員長の指名により表彰選考小委員会に幹事を置くことができる。

５　選考小委員会の構成員の任期は運営委員の任期と同じとする。

６　選考の方法および表彰の方法の詳細については，表彰小委員会が別途定める。

（選考における配慮事項）

第６条 表彰の趣旨に鑑み，各賞の選考にあたっては，部会の将来を担う若手および学生に配慮する。

（選考結果報告）

第７条 表彰決定後，選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

（改定）

第８条 本細則の改定は，保健物理・環境科学部会運営小委員会が決定し，保健物理・環境科学部会全体会議，部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

１　平成24年3月20日第24回保健物理・環境科学部会全体会議制定，同日施行

２　改定履歴

　　①　平成22年9月16日　「日本原子力学会保健物理・環境科学部会表彰に関する内規」として第22回保健物理・環境科学部会全体会議で審議・制定

　　②　平成23年9月21日　第23回保健物理・環境科学部会全体会議で改定

　　③　平成24年3月20日　学会管理の内規に変更　第24回保健物理・環境科学部会全体会議制定

④　平成27年9月10日　第31回保健物理・環境科学部会全体会議承認，平成27年12月14日　第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日　第6回理事会報告

⑤　平成28年3月27日　「保健物理・環境科学部会部会賞表彰細則」に変更　第32回保健物理・環境科学部会運営小委員会承認，平成28年3月28日　第32回保健物理・環境科学部会全体会議報告，平成28年4月15日　部会等運営委員会メール報告，平成28年5月24日　第8回理事会報告

附則

１　平成27年9月10日承認の内規は，承認日から施行する。

２　平成28年3月27日承認の細則は，保健物理・環境科学部会運営小委員会承認の日から施行する。